

空き家の適切な管理のお願い & 空き家に関する相談窓口のご案内

現在、空き家を所有している方、将来自宅が空き家になりそうだと心配している方

それぞれの事情により様々な悩みや困ったことを抱えていませんか？

空き家の最も大きな問題は「放置」することです。

敷地内の樹木や雑草は繁茂し、建物はたちまち劣化して、ご近所に迷惑をかけてしまいます。

何よりも問題なのは、対応が難しくなることです。

そのため、相談に乗ってくれる様々な専門家の窓口があります。

ぜひ、早めに相談窓口をご利用ください！

空き家を適切に 管理していますか？

空き家は、個人の財産ですが、
適切に管理されていないと周辺住民の生活環境に
深刻な影響を及ぼします。

建物の定期的な点検、不要物の片付け、
敷地内の樹木の剪定、除草をこまめに行ってください。

火災や害虫等の発生の原因になりますので、
剪定した枝やごみを敷地内に放置しないでください。

地域のために利活用できる 空き家はありませんか？

使われていない空き家がありましたら
地域事業の場として貸してもらえませんか？
利用する人に適切な管理をお願いすることもできます。

多くの人が利用することを考えると、
昭和56年6月以降に建築した
新耐震基準の建物が必要です。
ご連絡をお待ちしています！

神奈川県空き家の総合相談窓口(神奈川県委託事業)

空き家を所有している方の悩みにお答えします。

- 空き家をどのように活用したらよいかわからない。
- 親の住宅を空き家にしないための対策は？
- 空き家を地域で活用してもらいたい！

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
[専用電話]045-664-6901 [FAX]045-664-9359
[E-mail] akiyasoudan@machikyo.or.jp

裏面に、空き家に関する様々な相談窓口をご案内しています。ぜひ、ご活用ください!!

困ったときの相談窓口

様々な問題の解決には専門家の力も必要です

空き家のことで、何をしたらよいか分からないとき

藤 沢 市
住宅政策課
電話 0466-50-3541

神 奈 川 県
空き家総合相談窓口
(公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会)
電話 045-664-6901

① 空き家の見回りを頼みたい
(草取り・郵便物や不法投棄の確認等)

藤沢市シルバー人材センター
電話 0466-27-1100

② 樹木の手入れ、伐採や
草取りを頼みたい

藤沢市緑化事業協同組合
電話 0466-55-1811

③ 土地や建物の権利関係を知りたい
相続登記をしたい

神奈川県司法書士会
電話 045-641-1372

④ 空き家を売りたい、買いたい、
貸したい、借りたい
土地や建物の資産価値を知りたい

神奈川県宅地建物取引業協会 湘南支部
電話 0466-25-4043
全日本不動産協会神奈川県本部 湘南支部
電話 0466-28-1445

⑤ 家の中にある家財を
整理し、片付けたい

一般社団法人家財整理相談窓口
電話 03-5287-4387

⑥ 相続する(した)空き家の
土地の境界が分からない

神奈川県土地家屋調査士会
電話 045-312-1177

⑦ いざという時に備えて、
正式な遺言書を作っておきたい

神奈川県行政書士会 湘南支部
電話 0466-53-7835

⑧ 空き家のことで、近隣とのトラブル
を抱えて困っている

神奈川県弁護士会
電話 045-620-8300

⑨ 老朽化している空き家を解体した
い、建て替えたい、修繕したい

一般社団法人藤沢市建設業協会
電話 0466-27-3341

⑩ 空き家を相続したときに
かかる税金を知りたい

東京地方税理士会藤沢支部
電話 0466-26-3887

⑪ 空き家を地域で、
利用してもらいたい

各地区市民センター・公民館
藤沢市住宅政策課
電話 0466-50-3541

藤沢市市民相談 (無料)

※藤沢市民対象
※1件30分

- 不動産・空き家相談
- 登記相談(司法書士)
- 税務相談(税理士)
- 暮らしの法律相談(行政書士)
- 法律相談(弁護士)

[予約・問合せ]
藤沢市 市民相談情報課
電話 0466-50-3568